

要望事項	13 建設局
	(1) 市町村土木補助の充実

(要 旨)

道路新設・改良等の市町村土木事業に対して、積極的な財政支援をされたい。

- ① 補助採択基準及び補助制度の弾力的な運用
- ② 道路の安全確保のため上下斜面の落石等の防止対策、防風対策及び沿道緑化のための植生への補助対象事業の拡大
- ③ 道路補修に要する経費の補助率の拡大
- ④ 安全施設（ガードレール・転落防止柵）の改修に係る補助の拡大

(説 明)

- ① 市町村土木事業の補助は、平成23年7月の採択基準改正により地域の実情に即した必要性の高い道路の整備がしやすくなった。しかし、山間・島しょ地域の実情を踏まえたより一層の弾力的運用と、補助採択基準の緩和が必要である。
- ② 急峻な地形の山間・島しょ地域では落石等が頻繁にある箇所が点在し、通行の安全確保と道路の適正な維持管理を図るために、補助事業の対象となるよう採択の基準の見直しを検討されたい。また、防風対策に加えて緑化や付属物の整備についても、新たに補助の対象とすることが必要である。
- ③ 舗装済の生活道路は、経年劣化等により破損の著しい箇所が多数発生している。道路拡幅の必要性は乏しいが、住民生活に大きな影響を及ぼす。今後、舗装補修を必要とする道路が増え、現行補助率10分の3を新設又は改築に要する経費と同率の2分の1に拡大する必要がある。
- ④ ガードレール及び転落防止柵等安全施設の老朽化による撤去・設置については補助の対象外となっている。島しょ町村においては塩害による腐食が著しく安全施設の危険箇所が増えている。地域の実情を考慮のうえ、補助対象とすることが必要である。

要 望 事 項	1 3 建設局
	(2) 建設事業への技術的指導及び助言等支援対策の充実

(要 旨)

橋梁の新設、架替え及び維持補修等への技術的指導及び助言により、事業の適正化を支援されたい。

(説 明)

町村においては、建設事業に関する専門的知識を有する技術者が不足しており、特に橋梁の新設、架替え及び維持補修等について、計画段階からの適切な指導・管理が困難となっている。

このことから、事業の適正化を図るためには、現地調査の段階から工事施工に至る段階まで、設計内容の技術的検討や判断、他工法との比較をはじめ、補助事業との整合性等、都による各段階での技術的な相談、指導、助言の支援体制の確立が必要である。

要望事項	13 建設局
	(3) 都道の整備促進等

(要 旨)

産業振興と住民生活の安定化のため、次の主要地方道、都道の新設、整備を積極的に進められたい。

- ① 福生都市計画道路3.4.10号線（主要地方道5号新宿・青梅線
青梅街道～福3.5.17号線の）早期拡幅 (瑞穂町)
- ② 福生都市計画道路3.4.4号線（瑞穂町大字殿ヶ谷～大字武蔵）の早期拡幅
(瑞穂町)
- ③ 青梅都市計画道路3.4.13号線（青梅3.4.4～青梅3.4.8）の
早期着工 (瑞穂町)
- ④ 都道184号線（大入地区～日の出山～御岳山～海沢）の整備促進
(日の出町・奥多摩町)
- ⑤ 都道238号線（肝要地区(トンネル)～青梅市吉野地区）の建設促進 (日の出町)
- ⑥ 秋3.5.2号線～秋3.4.5号線（都道165号線）を結ぶ道路
の新設整備 (日の出町)
- ⑦ 都市計画道路秋3.4.14号線（都道185号線）の全線拡幅整備 (日の出町)
- ⑧ 都道主要地方道31号線（二ツ塚～萱窪信号）早期拡幅整備 (日の出町)
- ⑨ 都道251号線（青梅・日の出線）の全線拡幅及び歩道の整備 (日の出町)
- ⑩ 秋川南岸道路の早期建設 (檜原村)
- ⑪ 檜原村南北横断道路の建設促進 (檜原村)
- ⑫ 都道205号線（水根本宿線）の整備促進 (檜原村)
- ⑬ 奥多摩周遊道路数馬駐車場内に設置されているトイレの施設改修 (檜原村)
- ⑭ 主要地方道33号線（上野原・五日市線）の拡幅整備 (檜原村)
- ⑮ 山岳道路の防災対策の強化 (檜原村・奥多摩町)
- ⑯ 都道202号線大丹波地区の早期拡幅整備 (奥多摩町)
- ⑰ 都道204号線（日原鍾乳洞線）の早期拡幅改修及び未登記の解消 (奥多摩町)
- ⑱ 多摩川南岸道路の早期完成（丹三郎工区） (奥多摩町)
- ⑲ 都道45号線将門交差点及び愛宕大橋交差点における国道411号線方面への著名
地点標識の充実 (奥多摩町)
- ⑳ 国道139号線の早期拡幅 (奥多摩町)

- ⑳ 国道411号線の道路、トンネルの早期拡幅（笹平橋－奥多摩湖）
及び歩道の設置（棚沢橋－将門） （奥多摩町）
- ㉑ 都道へりポート線第2期整備の早期着工 （利島村）
- ㉒ 都道237号線（式根島本道）第二期工事の早期着工 （新島村）
- ㉓ 都道224号線～村道21号線～村道69号線アクセス道路の開設 （神津島村）
- ㉔ 都道224号線（神津本道）の歩道の設置 （神津島村）
- ㉕ 地震・津波対策として都道224号線（前浜海岸地区）の法面工事 （神津島村）
- ㉖ 都道212号線の拡幅整備促進及び伊ヶ谷・大久保地区における代替避難道路の
確保 （三宅村）
- ㉗ 223号線（御蔵島環状線）の早期完成 （御蔵島村）
- ㉘ 都道217汐間・洞輪沢港線の法面補強工事 （八丈町）
- ㉙ 都道236号線（青ヶ島循環線）の整備促進 （青ヶ島村）

（説 明）

町村地域における都道等の整備は、都市部においては、道路交通を円滑化し、山間・島しょ部においては、地域交流を活発化し、住民生活を支えるための重要な課題であり、産業振興、観光振興の促進や地域防災等の観点からも早期整備が必要である。

要望事項	13 建設局
	(4) 災害時の孤立を防止するための道路建設

(要 旨)

地震・津波・豪雨等の災害時に孤立防止のための道路整備を早急図る必要がある。
特に、次の道路について建設を積極的に進められたい。

- ① 秋川南岸道路の建設促進
- ② 多摩川南岸道路の建設促進
- ③ 檜原村・奥多摩町の中心部を結ぶ連絡道路の建設促進

(説 明)

- ① 秋川南岸道路については、従来の秋川南岸道路計画と秋川北岸道路計画の線形の見直し、新しい秋川南岸道路計画路線として災害防除を含めた計画案が示された。

このため、山間地域における災害時の孤立化を防止するために、秋川南岸道路の第一、第二工区の早期建設が必要である。

- ② 奥多摩町では、日常生活道路として国道411号1本に依存している状況である。この国道の道路構造は古く、石積みなど崩壊する危険を含み、また、落石等も依然と続いており、地震や災害に弱く常に孤立と背中合わせでいる。

多摩川南岸道路建設については、登計工区、海沢工区、城山工区が完成したため、未完成の丹三郎工区の早期建設により全線供用開始となる。山岳地域における孤立を防止するためにも、丹三郎工区の建設を早期に進めることが必要である。

- ③ 現在都道206号線が奥多摩町と檜原村を結ぶ車両の通行のできる唯一の都道であるが、山岳道路であるため災害時や強雨時等には道路の通行がままならない。

また、檜原村北部の都道205号線も行き止まりの都道であり、災害時の孤立を防ぐためには檜原村を南北に横断する道路計画とその延長で鋸山を横断する道路を整備することにより、主要地方道33号線から国道411号線を結ぶ道路が災害時奥多摩町内及び檜原村内の孤立化も防止でき、両地域の産業経済の発展に寄与するため早期の整備を要望する。

要望事項	13 建設局（総務局・環境局）
	（5）雪害体制等の充実強化

（要 旨）

西多摩町村の雪害対策にあたって、国道、主要地方道、都道及び生活道の除雪に対する財政支援を国に対し要請するとともに、都においても市町村を支援する体制を確立されたい。

（説 明）

西多摩の山間地域では、積雪の回数、積雪量も多く、広範囲に集落が点在しており、高齢化・過疎化に伴い地域の除雪力は低下しているため、車両の通行が遮断されないように、毎年、除雪作業等、雪への対策に多額の費用が掛かっている。財政力が脆弱な町村では除雪費の捻出に苦慮しているところである。

平成26年2月に発生した2週にわたる大雪では、西多摩町村の各所で過去に例がない積雪があり、国道、主要地方道、都道及び住民の生活を支える生活道において除雪が出来ない地域が発生し、車両の通行が出来ず、孤立した状況となり生活に多大な影響を及ぼした。

このようなことから、除雪体制の強化のため町村への除雪に対する財政的支援が必要である。

要望事項	13 建設局
	(6) 砂防区域指定と砂防事業の促進

(要 旨)

台風時等に災害が多発する恐れのある島しょ地域について、砂防区域の指定と砂防事業の一層の整備促進を図られたい。

(説 明)

台風や降雨による農地、宅地、道路等の侵食、崩壊、決壊の危険を防止するために、砂防区域の指定及び砂防事業の促進が必要である。

要望事項	13 建設局
	(7) 土砂災害に関する避難確保計画作成のための技術的支援の拡充

(要 旨)

改正土砂災害防止法により、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成・避難訓練の実施が義務付けされたため、各施設の避難確保計画作成や避難訓練、見直しについての技術的な支援を図りたい。

(説 明)

水防法等の一部を改正する法律の施行により、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法という）」が平成29年6月19日に一部改正され、要配慮者利用施設の避難体制強化のため、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画作成・避難訓練の実施が義務となった。大島町の要配慮者利用施設では、現在各施設の避難確保計画作成に向けて取り組んでいるところであるが、実情に合わせた避難確保計画作成、避難訓練の実施、実施後の計画の見直しを行うため、有識者や都の砂防担当部局等からの現地での助言や技術的な支援が必要である。

要望事項	13 建設局
	(8) 町村受託管理業務等に対する適正な財源措置

(要 旨)

町村が都から受託している河川清掃業務等について、適正な財源を措置されたい。

(説 明)

都民が自然と触れ合う財産である河川（都管理）を清潔・安全に維持するため、その清掃業務を町村が受託して行っているところである。

都民全体の共有財産である河川を十分かつ適切に管理・維持していくためには、適正な財源の措置が必要である。

要望事項	13 建設局
	(9) 河川改修整備の促進

(要 旨)

河川水害の防止を図るとともに、自然環境と調和した整備を推進するため、次の事項を積極的に推進されたい。

- ① 秋多都市計画河川第1号平井川の早期整備 (日の出町)
- ② 準用河川改修事業補助の充実 (大島町)
- ③ 神津沢河川未改良部の事業実施 (神津島村)

(説 明)

① 一級河川平井川は、都市計画決定され20数年経過しているが、下流のあきる野市内でも未だ整備されていない箇所が見受けられる。日の出町では平成元年に着手した土地区画整理事業において、雨水排水計画に基づいた雨水管を埋設し、周辺流域の雨水を処理しているところであるが、放流先である平井川に直接流せないため、調整池を作っているが、集中豪雨時には対応できず頻繁に溢流している状況である。

今後、平井川に直接放流できるよう、また50mm/時間の降雨量に対応できるよう早期に事業化し、河川整備をする必要がある。

- ② 小河川である準用河川の改修を積極的に促進するための財政支援が必要である。
- ③ 神津島のメイン道路である都道224号線に沿った神津沢河川は、周辺の環境や観光的美化の観点から未改良部分が多いが、地域住民の生活環境の改善や観光産業推進のためにも整備の促進が必要である。

要望事項	13 建設局（環境局・港湾局）
	（10）海岸保全区域指定と海岸保全事業の促進

（要 旨）

災害が多発する恐れのある海岸地域について、保全区域の指定と保全事業の一層の促進を図りたい。

① 海岸保全事業の促進

ア 海岸保全事業費の増額及び事業の促進

（大島町・新島村・三宅村・御蔵島村・八丈町）

イ 未指定区域における海岸保全区域指定の促進 （大島町・御蔵島村・青ヶ島村）

ウ 海岸漂着・漂流ごみ処理への対応促進及び財政措置

（大島町・神津島村・三宅村・御蔵島村・青ヶ島村・小笠原村）

エ 台風で崩落した筆島海岸の侵食防止事業の実施 （大島町）

オ 弘法浜大金沢流域整備事業の実施 （大島町）

カ 定期船（大型客船、高速ジェット船並びに貨物船）及び小型船対策のための防波堤整備促進及び防波のための護岸改良並びに離岸堤整備の促進 （利島村）

キ 新島近海地震により崩落した新地～亀石海岸の侵食状況の監視及び情報共有

（利島村）

ク 前浜海岸の侵食対策及び安全施設の建設促進 （新島村）

ケ 和田浜海岸の整備促進 （新島村）

コ 羽伏浦海岸の侵食防止 （新島村）

② 海岸環境整備事業の促進

ア 本村前浜、若郷前浜の海岸環境整備事業の促進

（新島村）

（説 明）

海岸漂着物処理推進法により、海岸管理者等が漂着物等処理することとされた。しかし、一部国有海岸等において、管理者ではない町村の処理費負担が解消されていない。

については、都の海岸漂着物対策推進計画の改正による経費負担の適正化と財政措置が必要である。

大島町では、平成25年の台風26号の海岸侵食や崖地崩落のため、海浜は未だに危険な状態であり、健全な海浜利用のために整備が急務となっている。また、事業によって生じた長浜海岸の侵食が未だ自然復元されないままになっており、原因調査も終了していることから早急な対策が必要である。

要望事項	1 3 建設局（環境局）
	（1 1）自然公園施設の建設整備及び区域設定の見直し

（要 旨）

恵まれた自然環境を憩いの場として多くの都民が利用できるよう、次の施設について建設、整備の促進を図られたい。また、自然公園の区域設定について、実情に即した見直しを図るよう国へ要望されたい。

- ① 野山北・六道山公園内の用地買収を含む施設整備の促進 (瑞穂町)
- ② 日の出山山頂のトイレの維持管理の強化 (日の出町)
- ③ 多摩川、秋川沿いの遊歩道の整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ④ 奥多摩の山頂や尾根筋の眺望確保のための整備促進 (檜原村・奥多摩町)
- ⑤ 都立奥多摩湖畔公園（山のふるさと村）の木造東屋（野外ステージ）の
拡張及び広場への芝張等の整備促進 (奥多摩町)
- ⑥ 遊歩道「吉野氷川線」の早期全線整備並びに川井及び鳩ノ巣園地等の改修
(奥多摩町)
- ⑦ 宮塚山登山道と展望台等付帯施設を含めた整備促進 (利島村)
- ⑧ 大路池周辺区域から雄山中腹にかけての整備促進 (三宅村)
- ⑨ 父島つつじ山南麓線の整備促進 (小笠原村)
- ⑩ 小笠原村・北港園地における必要施設の整備促進 (小笠原村)

（説 明）

奥多摩及び秋川流域は、秩父多摩甲斐国立公園と都立自然公園に、島しょ地域は、富士箱根伊豆国立公園と小笠原国立公園にそれぞれ指定されており、その恵まれた自然環境は都民のレクリエーションエリアとして広く利用されている。これらの地域は、都民の共有財産として、守り育てていかなければならない重要な地域である。

そのため、来訪者の利便性向上と、危険防止を図り、安心して自然環境を堪能できるよう、自然公園施設の建設整備が必要である。また、現在の自然公園の区域設定については、産業振興、有効的な土地利用等を図るうえで地域の実情に即していないため、早急に見直しを図るよう、国へ要請されたい。

要 望 事 項	1 3 建設局（総務局）
	（1 2）大島町の復旧・復興事業の早期整備促進に対する更なる財政支援

（要 旨）

大島町における平成25年の台風26号により被災した区域において、都市公園及び町道・広場等、災害復興事業の早期整備促進のため更なる財政支援、都施工の大金沢流路工整備の早期完成を図られたい。

（説 明）

平成25年10月16日の台風26号による記録的な大雨により発生した土砂流は、大島町に未曾有の大災害を発生させた。

この災害に対して平成26年9月に策定された大島町復興計画では、被災者の生活再建やメモリアル公園整備など被災地の防災復興事業を柱としており、これらの事業を実施するためには、災害復旧・復興特別交付金制度による財源が不可欠である。

また、土砂災害区域について、大島町復興計画により、神達地区周辺は、都が行う大金沢の土砂災害対策と流路改修の進捗にあわせて、安心して住み続けられる、大島らしい復興町づくりを推進するとともに、安全・安心なまちづくりを進めるため、メモリアル公園、複合公共施設、保育園などの公共施設を整備する。

要 望 事 項	1 3 建設局（総務局・環境局・産業労働局・港湾局・教育庁）
	（1 3）小笠原諸島の希少生態系の保全

（要 旨）

小笠原諸島への移入動植物が固有の生態系を攪乱しており、自然環境全般の保全に向けた総合的な対策を講じられたい。

- ① 生態系保全のための外来種対策の継続・強化及び分野横断的な総合調整の実施
- ② オガサワラオオコウモリの絡まり事故防止及び食害防除対策
- ③ 野ヤギ駆除対策の充実及び農業被害の防止
- ④ イエシロアリ総合対策の実施
- ⑤ ネズミ類対策の実施
- ⑥ 母島の希少種保全の実施

（説 明）

- ① 小笠原諸島の希少動・植物からなる固有の自然環境は、ノネコ、イエシロアリ、ノヤギ、アフリカマイマイ、プラナリア、グリーンアノール、ツヤオオズアリ、アカギ、クリノイガ、ガジュマル、リュウキュウマツ等の様々な外来種により、その生態系を攪乱されている。

外来種の中には生態系の中で循環の一部となりつつあるものもあるなど、駆除しただけでは逆に事態を悪化させる場合もあるため、種間相互作用に配慮した対策の実施が重要である。例えば、ノヤギ駆除後、希少植物や在来植生の回復とともに外来植物の拡大も見受けられ、さらにはネズミ類の増加が懸念されている。

また、土付苗の持ち込みなどによる外来種の侵入・拡散リスクなど、村民生活への影響が生じる課題については分野横断的な取組が行われるよう関係部局が連携して対応するようお願いしたい。

- ② 国内希少野生動植物種及び天然記念物であるオガサワラオオコウモリの農作物被害は、拡大している。一方で、農業者が設置する防鳥ネット等へのコウモリの絡まりによる傷病事故等も発生している。

村では、絡まり事故の生じない素材によるネットを使い、食害対策を実施しているが、高木の作物については対応が困難である点など、より専門的な技術が必要とされている。また、母島においてもコウモリの飛来頻度が高まっており、父島より営農面

積が広い母島において、今後食害が拡大することも懸念されている。

については、オガサワラオオコウモリの生態調査を継続・強化するとともに、都において、保護に配慮した物理的防除方法の検討及び普及を図られたい。

- ③ 父島においては、ノヤギが相当数増加しており、農業被害も多く、また、固有種等、貴重な植生への影響も懸念されている。

貴重な自然環境を保護する観点から、駆除の推進を図ることが必要である。

- ④ 父島の集落内では、村の「人とシロアリの住み分け」対策により相当の成果を上げているが、集落周辺や山林では依然として固有種を含む樹木に猛威をふるっており、今後も継続対策が必要である。脆弱な生態系攪乱被害防止の観点からも、外来樹木駆除や危険木除去の際は、事業主の責において伐採木・根株によるイエシロアリへの餌やりをしないことが必要である。

また、母島では平成10年に長浜トンネル記念植樹帯からイエシロアリが発見され、以後「根絶」方針によるシロアリ対策を村が行っている。しかし、最近外来植物駆除事業地をはじめとする同トンネル以北での生息拡大の兆候が確認され、更なるシロアリ対策が必要となった。平成24年に新たにイエシロアリ定着が確認された蝙蝠谷仮置場で、管理者である都が対策を講じている最中であり成果が上がっているが、イエシロアリの生態から、敷地内だけでなく周辺を含めた継続対策が必要である。

この他、都管理地内のイエシロアリを継続的に駆除し、イエシロアリ蔓延防止対策を講じられたい。

- ⑤ 近年、村内でのネズミ被害の増加が問題となっており、属島および父島・母島それぞれにおいて、早急な対応策が求められている。兄島では世界自然遺産の中核的な価値である陸産貝類が、ネズミ類の食害によって絶滅が懸念されている。環境省によるネズミ対策が現在実施されているが、都においても、関係機関との役割分担を整理した上で、積極的に対策を実施されたい。

また、有人島においては、ネズミ類の増加による農業や村民生活にもさまざまな被害を受けるため、自然環境・住環境の両面に配慮した対策を強化されたい。

- ⑥ 母島島内においては、固有陸産貝類やオガサワラシジミなど、父島では絶滅してしまった種が生息している。一方で、近年ツヤオオズアリの南崎等への侵入・拡散が確認され、固有陸産貝類の食害が報告されているほか、グリーンアノールや外来植物等の影響によりオガサワラシジミの生息環境の悪化が懸念されている。母島独自の貴重な生態系を保全するため、国と都の役割分担のもと、対策を実施されたい。